

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	1 9 8 3	受 理 年 月 日	令 和 6 年 8 月 28 日
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種記録の永年保存及び記録交付制度の確立		
要 旨	<p>我々は、既に令和3年12月13日をもって京都市会へ発出した陳情第2244号、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る最新の状況に即した対応等において、このワクチンの重篤な副反応の発生について注意を喚起し、かつ、その被害者のための措置を強く求めたところである。</p> <p>しかるに、上記ワクチンの被害者は、厚労省が既に認定した死亡者、重症者を見る限りにおいても増え続け、その被害の発生確率から言えば、従来型インフルエンザワクチンの被害確率をはるかに上回っていることはもはや周知の事実である。これは悲しむべき結果であり、誠に遺憾と言わねばならない。</p> <p>本年になって、この新型コロナウイルスワクチンの接種は、努力義務が外されはしたが、この副反応被害については、努力義務に見合うだけの誠実さで救済がなされてきたであろうか。いまだ認定の結果を、年単位で待たされる患者、死者が多数である。接種に努力義務を課し、広範に宣伝を継続してきた政府及び自治体にとって、これは怠慢と言うほかない状態である。</p> <p>この救済措置の遅れもさることながら、近い将来にこの新型コロナウイルスワクチンの作用機序又は副反応の機序が明らかになるにつれ、現在では副反応被害とは認定されていない範囲の被害も、今後被害として認定される可能性は大きい。</p> <p>また、輸血に関し非接種者の血液がより望ましいとされる場合もあるが、この事実関係も次第に明らかとなってくる可能性もまたあると言えよう。</p> <p>ついでには、京都市においては、新型コロナウイルスワクチンの接種記録に関し、今後の副反応被害の届出を想定し、また、ワクチンの有効性の有無に関し、今後の学術的検討に資するためにも、法定年限又は厚労省の指導に係る保存期限にかかわらず、決して破棄することなく永年にわたって保存をし、その接種記録又は非接種の証明については、求めがあれば、当人又は遺族に迅速に交付される体制を確立すること、及び学術的資料として必要に応じて統計を提供することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		